

## 旅行業（第2種・3種）新規登録要件

### I. 旅行業登録制度

- (1) 旅行業（2種・3種）を営もうとする者は、旅行業を行う営業所の所在地を管轄する知事の登録を受ける必要がある。（旅行業法第3条及び同法施行規則第1条第1項第2号）
- (2) 旅行業の登録を受けようとする者は、申請書及びその他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付して申請しなければならない。（旅行業法第4条第2項及び同法施行規則第1条の3）
- (3) 登録を受けずに旅行業の営業活動を行うと無登録営業として、法律により処分される。（旅行業法第29条）

### II. 登録条件

申請者が、登録拒否条項（下記事項）に該当する場合は、その登録は拒否される。（旅行業法第6条第1項各号）

- (1) 旅行業法第19条の規定による旅行業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- (3) 申請前5年以内に旅行業務に関し不正な行為をした者
- (4) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記（1）から（3）のいずれかに該当するもの
- (5) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていないもの
- (6) 法人であって、その役員のうち上記（1）から（3）、（5）のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに旅行業法第11条の2の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
- (8) 旅行業を営もうとする者であって、当該事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの

### III. 新規登録申請にあたっての要件

- (1) 主たる営業所の所在地は、山梨県内にあること。
- (2) 法人で申請する場合は、商号・目的（定款・法人登記簿共に）について、下記事項に注意のこと。
  - ・「商号」  
既存旅行業者と類似商号を避けるため、申請書提出前に電話等で確認のこと。
  - ・「目的」  
必ず「旅行業」又は「旅行業法に基づく旅行業」とすること。
- (3) 財産的基礎として、基準資産額が700万円以上（第2種）あるいは300万円以上（第3種）あること。（旅行業法第6条第1項第8号及び同法施行規則第3条並びに同第4条）

※基準資産額については、資産の総額から控除される経費がありますので、申請書提出前に電話等で確認のこと。

(4) 最低営業保証金・最低弁済業務保証金分担金は次のとおりである。

登録業務範囲	区分	最低営業保証金 (供託金)	最低弁済業務 保証金分担金
第2種旅行業	協会非加入	1,100万円	—
	保証社員	—	220万円
第3種旅行業	協会非加入	300万円	—
	保証社員	—	60万円

○営業保証金及び弁済業務保証金分担金は、登録後1年間の旅行業務取引高の見込額を算定の基礎とする。

○登録と同時に旅行業協会の保証社員となる予定の申請者は、事前に旅行業協会から「入会確認書」あるいは「入会承認書」を交付してもらうこと。(詳細は(社)全国旅行業協会山梨県支部へ確認すること)

(5) 総合又は国内の旅行業務取扱管理者を選任すること。

- ① 1営業所につき1人以上の旅行業者取扱管理者(常勤専人で就業のこと)を選任すること。
- ② 海外旅行を取り扱う営業所においては、必ず総合旅行業務取扱管理者を選任すること。
- ③ 従業員10人以上の営業所においては、複数の旅行業務取扱管理者を選任すること。

#### IV. 申請に必要な書類

別紙「旅行業(第2種・3種)新規登録申請書類一覧表」のとおり。

#### V. 登録後の手続き

(1) 新規登録手数料の納付

手数料 収入証紙17,000円(山梨県手数料条例第2条)

(2) 登録の通知を受けた日から14日以内に下記手続きを行うこと。

① 旅行業協会に加入しない場合

営業保証金の供託・届出(旅行業法第7条第2項)

- ・登録通知受領後、所要の営業保証金を最寄りの法務局に供託し、営業開始届に添付し山梨県に届け出る。

※保証金の供託したことを山梨県知事に届け出た後でなければ、旅行業を開始することはできない。

② 旅行業協会へ加入する場合

弁済業務保証金分担金の納付(旅行業法第22条第10第1項第1号)

- ・登録通知受領後、所要の弁済業務保証金分担金を旅行業協会へ納付し届け出る。

※弁済業務保証金分担金の納付をしたことを(社)全国旅行業協会山梨県支部へ届け出た後でなければ、旅行業を開始することはできない。

③ 登録票・旅行業務取扱料金表の用紙を旅行業協会で購入し、必要事項を記載の上掲示する。

## Ⅵ. 登録の有効期間及び変更届出期限

○登録の有効期間は、登録の日から起算して5年とする。（旅行業法第6条の2）

したがって、登録の有効期間が満了したときは登録が抹消される。

（旅行業法第20条第1項）

○引き続き旅行業を営もうとするときは、有効期限の2カ月前までに更新申請をする必要がある。（旅行業法施行規則第6条の3第1項）

○登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に届け出なければならない。

## Ⅶ. 問い合わせ先

山梨県観光部観光企画・ブランド推進課

TEL 055-223-3776

FAX 055-223-1574

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 西別館4階